

東京慈恵会医科大学学則

制定 大正10年10月19日

改定 平成30年 9月 1日

第1章 総 則

(目的および使命)

第 1 条 東京慈恵会医科大学(以下「本学」という)は教育基本法、および学校教育法に基づき、医師および看護師の育成を行うため、一般教養ならびに医学および看護学に関する理論と応用を教授研究し、学術の深奥を究め文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第 2 条 本学は、その教育研究の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果について公表するものとする。

2 自己点検・評価の実施体制、実施方法等については、別に定める。

第2章 組織および修業年限

(学部・学科および収容定員)

第 3 条 本学に医学部を置く。

2 本学医学部に医学科および看護学科を置く。

3 前項各学科の入学定員および収容定員は次の通りとする。

医学科	入学定員	110名	収容定員	660名
-----	------	------	------	------

看護学科	入学定員	60名	収容定員	240名
------	------	-----	------	------

(大学院)

第 4 条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規程は別に定める。

(修業年限および在学期間)

第 5 条 医学部の修業年限および在学期間は次の通りとする。

医学部医学科の修業年限は6年とし、在学期間は12年を超えることができない。

2 医学部看護学科の修業年限は4年とし、在学期間は8年を超えることができない。

第3章 学年、学期および休業日

(学年)

第 6 条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第 7 条 学年は2学期に分け、原則として前学期は4月1日から10月10日まで、後学期は10月11日から翌年3月31日までとする。ただし、学長は必要に応じて授業の開始終了を変更することができる。

(休業日)

第 8 条 休業日は次の通りとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 本学創立記念日 5月1日
 - (4) 学祖 高木兼寛先生記念日 10月15日
 - (5) 春季休業 3月12日から4月5日まで
 - (6) 夏季休業 7月24日から8月28日(看護学科9月10日)まで
 - (7) 冬季休業 12月25日から1月7日まで
- 2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を変更し、臨時の休業日を定めることができる。
 - 3 学長は、特に必要と認めるときは、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第4章 教育課程および授業時間数

(教育課程の編成方針)

- 第 9 条 医学部では、教育上の目的を達成するために必要な授業科目あるいはコース・ユニット(以下「授業科目等」という)を開設し、体系的に教育課程を編成する。
- 2 教育課程の編成に当たっては、専門の学問を教授するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を身につけ、豊かな人間性を涵養できるよう配慮する。
 - 3 医学部は、授業の内容および方法の改善を図るため、組織的な研修および研究の実施に努めるものとする。

(授業科目等および授業時間数)

- 第 10 条 1年間の授業日数は、原則として定期試験等の日数を含め35週とし、1週間の授業時間は40時間を基準とする。ただし、学長が必要と認めた場合は変更することがある。
- 2 授業科目等および各学年の授業時間数・修得単位は別に定める。
 - 3 授業科目等の内容は別に定める。

第5章 履修方法・進級および卒業認定

(進級および卒業認定)

- 第 11 条 各学年末または大学が定めた時期に、その期間に出席し履修した授業科目等について評価を行い、進級および卒業を認定する学科の教授会議(東京慈恵会医科大学医学部医学科教授会議(以下「医学科教授会議」という)または東京慈恵会医科大学医学部看護学科教授会議(以下「看護学科教授会議」という))の議を経て、学長が認定する。
- 2 評価を受けるために必要な出席要件および評価方法は別に定める。
 - 3 各学年において履修すべき授業科目等は別に定める。
 - 4 授業料その他納付すべき学費の未納者は、全授業科目等の評価を受けることができない。

第6章 卒業証書・学位記

(卒業証書・学位記)

- 第 12 条 前条により卒業認定された者には、別表1の卒業証書・学位記を授与する。医学科の卒業生には学士(医学)、看護学科の卒業生には学士(看護学)の学位を授与する。

第7章 資格の取得

(資格の取得)

- 第 13 条 本学を卒業した者は、次の国家試験受験資格が与えられる。

- (1) 医学科
 - ① 医師国家試験
 - ② その他法律で定めるところの試験
- (2) 看護学科
 - ① 看護師国家試験
 - ② 保健師国家試験(保健師の教育課程修了者)

第8章 入学、休学、転学および退学ならびに除籍

(入学の時期)

第14条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第15条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了したものを含む)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学試験検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者、または高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年1月31日文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他大学において相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者

(編入学)

第16条 本学に編入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は別に定める方法で学力性を審査し、入学を希望する学科の教授会議(医学科教授会議または看護学科教授会議)の議を経て入学を許可することができる。

(入学の出願)

第17条 入学志願者は、所定の入学願書に資格証明書、写真および入学検定料を添えて提出しなければならない。

なお、入学検定料は別表2の通りとする。

(合格者の選考)

第18条 入学志願者に対しては試験を行い、その成績により合格者を選考する。

(入学手続)

第19条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定期日までに、誓約書、保証書および他所定の書類を提出するとともに、所定の学費を納付しなければならない。

- 2 前項保証書において保証人および副保証人を各1名定め、保証人は父又は母(父母のいない場合は、これにかわる親戚等)とし、副保証人は独立の生計を営む成人者とする。
- 3 保証人および副保証人は本人在学中のすべてのことについて責任を負わなければならない

い。

(入学許可)

第20条 前条に定める入学手続を完了した者は、入学を希望する学科の教授会議（医学科教授会議または看護学科教授会議）の議を経て、学長が入学を許可する。

(保証人の変更手続)

第21条 保証人または副保証人が死亡またはその資格を失ったときは、すみやかに保証人または副保証人を定めて保証書を提出しなければならない。

(届出事項の変更手続)

第22条 本人、保証人および副保証人に氏名、住所、本籍地のある都道府県（本人のみ）等の変更が生じたときは、所定の書類をもって直ちに届け出なければならない。

(退学)

第23条 事情により退学する者は、保証人および副保証人連署の退学願を学長に提出しなければならない。

(休学)

第24条 疾病その他止むを得ず休学するときは、事由を記入した保証人連署の休学願を学長に提出し、許可を得なければならない。

- 2 疾病の場合には、原則として学生保健指導委員会(医学科)または学生委員会(看護学科)の認めた診断書を添付しなければならない。
- 3 疾病その他の事由によって学習することが不相当と認められる場合には、学長は休学を命ずることがある。
- 4 休学期間は通算して次の期間を超えることができない。

医学科学生	4年
看護学科学生	2年
- 5 1年未満の休学期間は、期間の長短にかかわらず、1年として計算する。
- 6 休学期間はこれを在学年数に算入しない。

(復学)

第25条 休学者が復学する場合には、保証人連署の復学願を学長に提出し、許可を得なければならない。

(転学)

第26条 他大学への入学または転入学を志願する者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第27条 次の各号の一に該当する者は在籍する学科の教授会議の議を経て学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 連続して2年進級または卒業が認定されなかった者
- (3) 第5条に定める在学期間を超えた者
- (4) 第24条第4項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- 2 次の各号の一に該当する者は在籍する学科の教授会議の議を経て学長が除籍することがある。
 - (1) 休学が継続して1年を超える者

第9章 学 費

(学費)

- 第28条 学費は、入学金、授業料および施設拡充費（医学科第2学年以降のみ）とし、その額は、別表3の通りとする。
- 2 第19条第1項に規定された合格者は、入学手続と同時に入学金および授業料を所定の期日までに納めなければならない。
 - 3 授業料および施設拡充費は前期に全納するか、または次の2期に等分して納めなければならない。
前期 4月30日まで
後期 10月31日まで
 - 4 第11条または第24条により、再度同一学年を履修する場合には、授業料および施設拡充費（医学科第2学年以降のみ）を納めなければならない。
 - 5 学生の実習・試験等に要する経費は別に徴収することがある。

(学費の返還)

- 第29条 一旦納入した学費は理由の如何にかかわらず返還しない。ただし、入学許可を得た者で、指定の期日までに入学辞退を願い出た者については、入学金またはこれに相当する金額を除く学費を返還することがある。

(学費の減免)

- 第30条 授業料等すべての納付金は休学または停学期間中でも減免しない。

第10章 奨学制度

(奨学制度)

- 第31条 修学の熱意があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対し奨学金を貸与することがある。
- 2 前項の制度に関する詳細は別に定める。

第11章 外国人特別生

(外国人特別生の入学)

- 第32条 第15条、第16条に定められた入学資格のない外国人入学志願者で、外務省在外公館または本邦所在の外国公館の紹介のある者は、欠員のある場合に限り、学力性行を考査し、外国人特別生として入学を許可することがある。

(外国人特別生の課程修了)

- 第33条 外国人特別生が所定の課程を修了したときは別表4の修業証書を授与する。

(外国人特別生の学則準用)

- 第34条 外国人特別生には本学則を準用する。

第12章 科目等履修生

(科目等履修生)

- 第35条 看護学科は科目等履修生を受入れることができる。この規程は別に定める。

第13章 聴講生

(聴講生)

第36条 看護学科は聴講生を受入れることができる。この規程は別に定める。

第14章 学外研究員

(学外研究員)

第37条 本学に学外研究員を置き留学を命ずることがある。その規程は別に定める。

第15章 職員組織

(組織の責任者)

第38条 本学に、学長、医学科長、看護学科長および附属施設の長を置く。

2 前項に関する規程は別に定める。

(教員)

第39条 本学に一定数の教授、准教授、講師および助教を置く。

(職員)

第40条 本学に一定数の事務職員および技術職員を置く。

(特任教員)

第41条 本学に特任教員を置くことがある。

2 特任教員に関する規程は別に定める。

(非常勤教員)

第42条 本学に非常勤の教員を置くことがある。

2 非常勤教員に関する規程は別に定める。

(名誉教授)

第43条 本学に名誉教授を置くことがある。

2 名誉教授に関する規程は別に定める。

(客員教員)

第44条 本学に客員教員を置くことがある。

2 客員教員に関する規程は別に定める。

第16章 教授会

(教授会)

第45条 医学部に教授をもって組織する全学教授会を置く。

2 全学教授会は、学長が招集しその議長となる。

3 全学教授会は、次の事項を審議する。

(1) 学長の選任に関する事項

(2) その他学長が必要と認めた事項

4 医学科および看護学科にそれぞれ教授会議を置く。

5 前項に関する事項は、東京慈恵会医科大学医学部医学科教授会議規程及び東京慈恵会医科大学医学部看護学科教授会議規程で定める。

6 その他全学教授会に関する規程は別に定める。

第17章 附属施設

(附属施設)

第46条 本学に次の附属施設を置く。

- (1) 附属病院
- (2) 葛飾医療センター
- (3) 第三病院
- (4) 柏病院
- (5) 総合医科学研究センター
- (6) 学術情報センター
- (7) 教育センター
- (8) 生涯学習センター

第18章 公開講座

(公開講座)

第47条 社会人の教養を高め、文化および医療の向上に資するため、本学に公開講座を設けることがある。

第19章 厚生保健施設

(厚生保健施設)

第48条 本学に学生の厚生保健施設を置くことができる。

第20章 賞 罰

(慈大賞)

第49条 本学に東京慈恵会医科大学賞（以下「慈大賞」という）を設ける。

- 2 慈大賞は次の各号の一に該当する者に授与される。
 - (1) 本学関係者（個人または講座・研究室）で、医学および看護学の発展に貢献し本学の名誉を挙げた者
 - (2) 卒業時において、在学中成績最優秀学生（医学科、看護学科各1名）
- 3 慈大賞は前項第1号に該当する者に対しては正賞として賞状および賞牌、副賞として賞金を授与する。前項第2号に該当する者に対しては正賞として賞状、副賞として記念品を授与する。
- 4 慈大賞審査の規程は別に定める。

(特待生)

第50条 入学試験成績上位より次の者を特待生とし、当該年度の授業料全額を免除する。

- | | |
|------|----|
| 医学科 | 5名 |
| 看護学科 | 2名 |
- 2 第2学年から最終学年まで、成績上位より次の者を特待生とし、当該年度の授業料半額を免除する。

医学科	第2学年から第6学年	各5名
看護学科	第2学年から第4学年	各2名

(懲戒)

第51条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、在籍する学科の教授会議の議を経て学長が懲戒する。

- 2 懲戒は、訓告、停学および退学とする。

3 懲戒の手續等については、別に定める。

(退学処分)

第52条 次の各号の一に該当する者は在籍する学科の教授会議の議を経て退学処分とする。

- (1) 性行不良で改善の見込なしと在籍する学科の教授会議で認められた者
- (2) 正当な理由なく連続して1月以上欠席した者

附 則

この学則は、平成30年 9月 1日より施行する。

第 号	卒業証書・学位記
校印	本籍
氏	名
年 月 日 生	
右は本学に於て医学全科を修め卒業試験に及第したので本学を卒業 したことを認め学士（医学）の学位を授与する。	
平成 年 月 日	
東京慈恵会医科大学長	氏 名
	印

第 号

卒業証書・学位記

本籍

校印

氏

名

年 月 日生

右は本学に於て看護学全科を修め卒業に必要な単位を取得したので

本学を卒業したことを認め学士（看護学）の学位を授与する。

平成 年 月 日

東京慈恵会医科大学長

氏

名

印

別表2 入学検定料

医 学 科	60,000円
看 護 学 科	30,000円

別表3 授業料・入学金・施設拡充費

医学科

授 業 料 (年 額)	2,500,000円
入 学 金	1,000,000円
施設拡充費	第2学年以降 1,300,000円

看護学科

授 業 料 (年 額)	1,000,000円
入 学 金	500,000円

第 号	修業証書	校印	国 籍	年 月 日 生	氏 名	学 長 学 位 氏 名	平成 年 月 日
右は本学に於て医学全科を修得したので此の証書を授与する。							
印							

第
号

修業証書

国
籍

校
印

氏

名

年 月 日生

右は本学に於て看護学全科を修得したので此の証書を授与する。

平成 年 月 日

学 長 学 位

氏

名

印